

建設産業常任委員会

1 開 議 令和元年6月25日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第46号 大田原市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第2 議案第49号 大田原市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第50号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制度について

建設産業常任委員会名簿

委員長	高	瀬	重	嗣	出席	
副委員長	弓	座	秀	之	出席	
委員	星		雅	人	出席	
	前	野	良	三	出席	
	小	野	寺	尚	武	出席
	小	林	正	勝	出席	

当 局	産業振興部長	村	越	雄	二	出席
	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	農林整備課長	齋	藤	勝	芳	出席
	下水道課長	磯		雅	史	出席
	水道課長	薄	井	一	重	出席

事務局	岡	村	憲	昭	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、村越産業振興部長、加藤建設水道部長、齋藤農林整備課長、磯下水道課長、薄井水道課長です。

◎議案第46号 大田原市森林環境譲与税基金条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第46号 大田原市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

村越産業振興部長。

○産業振興部長（村越雄二君） それでは、大田原市森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書244ページ及び245ページの議案書補助資料をあわせてごらんください。林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、新しい森林管理システムの創設を担保するため、森林経営管理法をこの4月に施行し、今年度から森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は、令和6年度から課税されることとなりますが、森林環境譲与税は、令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借り入れにより今年度から配分されることとなります。本年度の本市の配分額は、おおむね1,800万円と試算されておりますが、県、市町村ともに譲与税の使途が明記され、当該年度の未執行分の譲与税については、基金を創設し、積み立てることが認められております。このことから、配分された森林環境譲与税を市が想定した使用目的に支出できる時期まで基金に積み立てることができるようにするため、大田原市森林環境譲与税基金条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。当該条例は7条で構成されており、第1条が設置の趣旨を規定し、木材利用の普及啓発、林業の担い手確保、森林の環境整備の経費の財源に充てるためとした趣旨を明記しております。

第2条では、基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする積み立てについて規定しております。

第3条は、基金の管理及び運用に関して規定し、第4条では基金から生じる運用益は、この基金に繰り入れることとすると。運用益金の処理について規定しております。

第5条は、繰り替え運用についての規定になります。

第6条は、基金の処分について規定しており、第1条で規定している使途に、この基金を充てる場合に

限り全部または一部を取り崩すことができるとしております。

そして、第7条は委任規定となります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） これは、もっと先のことらしいのですけれども、そうすると、大変申しわけないのでけれども、税務課のほうとも関連するのかもしれませんが、わかる範囲でお願いしたいのですけれども、もう既に森林環境税というのはかかるわけですから、もし範囲内でなければ結構です。市税に対して1世帯1,000円と記憶しているのですけれども、それは今のこの間の震災のそれぞれ皆さん申告のときに出していましたね。それにかわっての税ということで、復興財源にかわってこの森林のほうに回したということによろしいですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 産業振興部長。

○産業振興部長（村越雄二君） 農林整備課長が同席しておりますので、農林整備課長のほうからご答弁させていただきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 齋藤農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） 今、委員のおっしゃるとおり、国のほうでは東日本大震災の復興を主とする復興特別税を令和5年までかけていくということで、その後やはり森林の環境整備が必要ということで、それに引き継ぐものとして令和6年から森林環境税を課税するというような説明をしております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そうすると、復興税がなくなって、それにかわってということだと、大田原市でも市長が国会のほうに要望に行きましたけれども、その復興税というものがもうなくなるということで、それにかわるものだと、こういうことが今わかりましたけれども、そうすると、現在今年度1,800万円が予定だということでありまして、国から来る譲与税が。これはその復興税のうちからこういったものをつくって、国のほうです。その割り当てで来るものと理解していいのかなと思うのですけれども、その配分、区分、どういうあれなのですか。私ちょっと自分で調べてきたのですけれども、市町村の私有林なのですけれども、この大きさ、広さ、それによって各市町村は配分が区別されるのかどうか。そこのところちょっと。

○委員長（高瀬重嗣君） 農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） まず、森林環境譲与税の積算の方法なのですけれども、私有林の人工林面積、あと林業就業者数、あと人口割合から算出することになっておりまして、配分が県と市で県が2、市が8ということになっております。国の全予算が200億円ということになっておりまして、それらを試算いたしますと1,800万円ということになったということでございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 市町村の私有林の大きさ、例えば85%以上の市町村とか、それ以下とか75%以下

とかということで、これ私もちょっと調べたのですけれども、75%未満の市町村は補助金がないのかなと、ちょっとそのところわからないのですけれども、ことしだけなのか、そのところですか。それ広さに関係なく、例えば大田原市は広いですから、だから聞いているのであって、そこらのところもしわかったらば。

○委員長（高瀬重嗣君） 農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） 私のほうの手元にあります積算の資料の中で、ちょっと細かい数字なのですけれども、全国では706万2,420ヘクタールあるとされております。そのうち大田原市には8,817ヘクタールありまして、これを割り返すと0.00125ということになっております。先ほど委員がおっしゃるとおり、75%以下ではないかというようなご指摘でございますけれども、私の理解、または全国の説明の中では、そういうことはないと理解しております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 最後に1つだけ聞きたいのですけれども、基金ですけれども、これはあくまでもこれに載っているように、森林のために運用すると。これは、それ以外は使えないということでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） 木材としての購入費等にも使途として使えることになっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そうすると、これ復興税のかわりに全世帯、全申告する方に1,000円つくのです。全部です。そうすると不公平なことが出てくるのかなとは思っているのですけれども、そこらのところをちょっと、申しわけないのですけれども、どういう感じですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 農林整備課長。

○農林整備課長（齋藤勝芳君） 確かに都市部、森林が全くないという住民の方も納税の義務が生じるわけなのですけれども、日本全体で見ますと、やはり森林の環境を整備していくということは、やはりCO₂の問題等も含めまして重要なことでもありますので、不公平感はないものと理解しております。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第46号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 大田原市森林環境譲与税基金条例の制定については、原案を可とすることに決し

ました。

(執行部入れかえ)

◎議案第49号 大田原市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、議案第49号 大田原市下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

加藤建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長の加藤でございます。本日同席しておりますのは、礮下水道課長、薄井水道課長の2名でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第49号及び議案第50号につきまして、本会議におきましてご説明申し上げたところではございますが、本日は担当の礮下水道課長並びに薄井水道課長よりご説明申し上げます。

初めに、議案第49号 大田原市下水道条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、礮下水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 礮下水道課長。

○下水道課長（礮 雅史君） それでは、議案第49号 大田原市下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料ナンバー、議案書補助資料の258ページをごらんください。本条例制定の趣旨でございますが、消費税法及び地方税法の改正に伴い、大田原市下水道条例、大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例及び大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例、それぞれに規定しております使用料に消費税法及び地方消費税相当額を適正に加算するために、本条例により関係部分を一括改正するものでございます。

それでは、改正部分をご説明いたしますので、初めにタブレットの資料259ページをごらんください。まず、大田原市下水道条例新旧対照表第1条関係です。まず、第16条の使用料算定方法を規定した部分について、100分の108を乗じて得た額を消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を当該合計額に加えた額に改めるものでございます。

続きまして、次ページ、260ページをお開きください。大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例新旧対照表第2条関係でございます。第6条の使用料算定方法を規定した部分について、ただいまご説明いたしました下水道条例の改正内容と全く同じで、同様に改正するものでございます。

続きまして、次ページ、261ページです。大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例新旧対照表第3条関係をごらんください。第13条です。使用料算定方法を規定した部分につきまして、ただいまご説明いたしました2つの条例と改正内容は同じになりますが、改正後の規定の一部につきまして、使用料の区分の違いから当該合計額ではなく当該区分の額としております。

最後に、お戻りいただきまして257ページをごらんください。附則でございます。この条例の施行日を令

和元年10月1日と定めるものであります。

以上で議案第49号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第49号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 大田原市下水道条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第50号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 日程第3、議案第50号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 議案第50号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、薄井水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 薄井水道課長。

○水道課長（薄井一重君） 私からは、議案第50号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料ナンバー1、令和元年第3回大田原市議会定例会提出議案及び補助資料のタブレット269ページ、議案書補助資料をごらんください。本条例制定の趣旨でございますが、先ほど下水道課において説明のありました議案第49号と同様、消費税法及び地方税法の改正に伴い、水道加入金、水道料金、手数料等に消費税及び地方消費税相当額を適正に加算するために改正するものであります。

あわせて、手数料に係る消費税の計算方法を内税計算から外税計算に改めるとともに、適正な手数料の額に改正するものであります。

それでは、改正の部分をタブレット資料270ページから283ページの新旧対照表とあわせて給水条例改正趣旨によりご説明いたしますので、資料284ページをごらんください。消費税法及び地方税法の一部改正に伴う改正としましては、第15条、水道加入金、第17条、工事費の算出方法、第33条、水道料金及び第42条、手数料で、それぞれの算定方法を規定した部分について、「100分の108を乗じて得た額を消費税法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得

た額を合算した額」を、「当該合計額に加えた額」に改めるものでありますが、第33条、水道料金では、別表で定めていた料金表を本文に記載するとともに、端数処理の方法について「10円未満を切り捨てる」としていたものを、「1円未満を切り捨てる」に改めます。

さらに、42条、手数料では、これまで内税計算で徴収していた課税対象の手数料に係る消費税を外税計算に改めた上で、原価計算において人件費及び諸経費等に係る適正な額を算定し、改正を行うものであります。

第3条、用語の定義、第32条、水道料金の支払い義務、第35条、水量の認定、第44条、給水装置の検査及び第46条、停水処分につきましては、大田原市の例規に準ずる表現への改正であり、第4条、給水装置の種別、第6条、代理人の選定、第7条、管理人の選定、第11条、工事の申し込み、第12条、工事の施工、第22条、給水装置の管理、第25条、メーターの貸与、第27条、水道使用の申し込み、第31条、給水装置及び水質の検査、第36条、特別な場合における料金の算定につきましては、日本水道協会が作成した標準給水条例に準じた表現の改正となるものであります。

第20条、給水装置の支分引用、第26条、メーター検査の申し込み、第30条、緊急転用、第38条、使用中止の届け出がない場合の料金、第39条、無届け使用に対する認定及び第41条、料金の還付及び追徴につきましては、より詳細な条例とするために新設するものであります。

第34条、使用水量の計量は、標準給水条例に準じて第47条、過料は改正前の第41条第2項の内容で、それぞれ新設するものであります。

第5条、給水装置の口径別につきましては、第10号で口径200ミリのメーターを定めておりましたが、大田原市におきましては、現在設置している最高口径が100ミリメートルであるために、現実的でないので削ります。

第8条、同居人等の行為に対する責任につきましては、条文で、使用者はその家族、同居人、使用人、その他の従業者と定めておりますので、見出しを条文の順番に合わせる形で、家族等の行為に対する責任に改めます。

第13条、工事材料につきましては、工業標準化法の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

第28条、届出の義務につきましては、改正前の第24条及び第25条を統合いたします。

第37条、料金の徴収方法につきましては、口座振替による徴収方法を加えるとともに、水道の使用を中止したとき、または臨時的に使用したときの徴収について定めます。

第45条、給水の中止につきましては、見出しを追加いたします。

第48条、料金等を免れたものに対する過料につきましては、改正前の第41条第2項を削り、一部文言を追加し、条番号を繰り下げたものであります。

その他の改正につきましては、追加、削除に伴う条番号の変更に伴うものであります。

最後に、268ページの附則をごらんください。この条例の施行日を令和元年10月1日と定めるものであります。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

- 委員（小野寺尚武君） これ新設のものがたくさんありまして、まず26条です。メーター検査の申込みで、これは使用者が、異常があるときとか検査を申し込むことができるわけなのですけれども、そこに第26条の2項に、「ただし検査をしない正当な理由があるときは、これの限りではない」という、どのような例えばときに市のほうで検査をしないことができるのかどうか。
- 委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。
- 水道課長（薄井一重君） お答えいたします。
- 申入れ事項が、使っていたにもかかわらず、この使用料がおかしいのではないかとか、そういうような実際現実的にわかるものについて、それについては検査を行わなくてよいと。
- 委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。
- 委員（小野寺尚武君） 検査をしなくても、申込みによって口頭でそういったことがわかった場合ですか。
- 委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。
- 水道課長（薄井一重君） あくまでも使っていて、ふだんそこに住んでいて、使っていたにもかかわらずこのメーターはおかしいのではないかとか、全然根も葉もないようなことを言われた場合には。
- 委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。
- 委員（小野寺尚武君） なかなか難しいことだけれども、これは料金徴収にもかかわってくることでですから、そのところがちょっと難しいのではないかと思うのですけれども、その使用者と管理者との間。そこらのところ。
- 委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。
- 水道課長（薄井一重君） その場の状況に応じまして、それはいろいろ判断していきたいと思います。
- 委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。
- 委員（小野寺尚武君） それと、38条から39、41、新設です。これは、前の人が使ったとか料金を払わないとか、そういういろいろあるのしょうけれども、これらはしょっちゅう大田原市の場合、こういったもめごとというのは、たくさんあるのかどうか、そういったことで今回きちんと新設をしたのかどうか、条例を改正したのかどうか、そこらのところ。
- 委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。
- 水道課長（薄井一重君） たまに無届で使用している例が見られましたので、そういう場合に準ずるためにこういうのをつくりました。
- 委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。
- 委員（小野寺尚武君） 大変勉強不足で申しわけないのですけれども、ちょっと聞きたいのですけれども、266ページの29条です。29条だと思うのですけれども、ごめんなさい、266ページに表があります。29条の上、28条になるのですか、これ。29条だ。これに施設の、「33条とし」と書いてありますね。「29条を33条」。この上なののですけれども、消防団だの入っている方はよくわかるのかもしれませんが、施設消火栓を、消防法ですね、「消火栓1個1回につき1,000円とする」ということがありますね。1回の使用料時間を5分以内にするというのですけれども、これ時間がたくさん30分とか40分とかかかったときは、別にこれに上乘せするだけで、加算するだけで関係ないでしょう、そこでばたっと使ってはいけないということではな

いでしょう。そこのところ意味がわからない。緊急のとき5分間しか使えないというところ、ちょっと理解……施設消火栓……訓練……

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） 施設のものを訓練で使う場合です。

（「特別な訓練……」という人あり）

○水道課長（薄井一重君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

星委員。

○委員（星 雅人君） 今回の規定、内税を外税に変えるということで、実質消費税分の値上げという形であるかと思うのですけれども、そのことは、今までは消費税分を抜いた部分が経費として必要な額だったということになると思うのです。今までの額は、ここにある表から消費税分を引いた分が正当な額というか、対価というのですか、その受給を受けた対価。そうすると、この表の料金を消費税分引いて計算して、そこに外税として乗っけるという形のほうが、今までと同じ運用になると思うのです。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） 今の質問ですけれども、それは水道料金についてですか。

（「そうです」という人あり）

○水道課長（薄井一重君） 水道料金は今までも外税。

○委員長（高瀬重嗣君） 先ほど説明のときに合わせて内税を外税と、49号同様と言ったところかな。

（「ごめんなさい、そこはどこの説明なんですか」という人あり）

○水道課長（薄井一重君） 手数料は内税。

（「手数料は内税だったら、わかりました」という人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） わかりました。ありがとうございます。

その他ですが、金額が随分変わったものと、新しく例えば280ページあたりの新旧対照表のあたりが一番わかりやすいかなと思うのですけれども、その金額が100円のもののが300円に変わったり、またあるいは今まではなかった項目が入っていると思うのです。なかった項目というのは、今まで要望があったりとか、それでも提供はされていたと思うのですけれども、条例にないことをどのような形で対応されていたのかということをお伺いできればと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） まずは、今のご質問でなかったものとありますけれども、これはこれまで36条の（1）にありました設計審査手数料、これをまとめまして、新手数料の第42条の（1）で、工事の設計または設計審査の承認1件につき3,000円とまとめて、手間的に同じですので、手間というか原価計算をした結果同じ額になりますので、これおのおの全設計で設計が3,000円、新設の場合の給水装置工事の設計につきまして30以上が3,000円、30未満が2,000円、30以上が1,000円、その下の30未満が500円、設計審査のほうで右側に行きまして1,500円、1,000円、500円、250円、これがありましたのが、原価計算をしまして同じ結果になりますので、工事の設計または設計審査の承認1件につき3,000円と改定したものです。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） この1項目については、原価に正しく合わせていった形で改正をされたということで、またこの2番1項は、（2）のところでもこの金額が改められているということに関しては、原価計算を改めてし直したということの認識でいいかと思うのですけれども、今までになかったものが入っている、これは例えば新条のほうの6とか7というのは、6はありますけれども、7とかですか、そうではないものについては、今まではこの左側にいると手数料とかその枠の中で同じような対応ができていたことを分けてきたのかということの説明をいただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） お答えいたします。

これまでもそういった竣工図の写しとかそういった交付についてもありましたのですけれども、これにつきましては、管網図に倣って行って行っていましたので、そのものを明確に分けて今回新設しました。やっぱり原価計算のもとにこれも新設されます。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） ちょっと聞きたいのですけれども、私もなかなかこれ理解できないのですけれども、水道のことは難しく、今度は20条です。新設です。支分引用のこの20条の所有者及び使用者の承諾を得なければならぬって、分水して例えば分けて使用する場合、屋敷の中に例えば屋敷とか庭とかから分けるという意味なのか、ちょっとわからないのですけれども、これらは当然管理者のほうには通知はしなくてよろしいのですか。全くメーターが入ってきたところから中へ入って分離する。ちょっとそこ意味が私はよくわからないものですから。20条です。給水装置の支分引用、分けて使うと。

○委員長（高瀬重嗣君） 274ページです。

○委員（小野寺尚武君） 274ページの。管理者は、あくまでもタッチしないのかな、そんなことではまずい、水道料金までかかわってくるのではないかと。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） 管理者というのは、多分使用者、所有者になる……

（「所有者が管理者」と言う人あり）

○水道課長（薄井一重君） はい。

○委員（小野寺尚武君） 例えば分けて私のうちで水道を使っているとします。それから、分けてせがれのところがそこから使うと、新たに。そういった意味でこれはいいのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 水道課長。

○水道課長（薄井一重君） それは小野寺委員の所有者の水道という意味になると思うのです。管理者であっても。管理者と使用者、所有者がイコールという形の場合です。だから、ここでは管理者とは言わない。

○委員（小野寺尚武君） 最初の入り口のメーターの数字だけで、市のほうには別に連絡する必要もないという意味で、これ条例を新しく新設なされたのかどうか。この新設した大きな目的です。そういう意味でこの20条というのはつくったのかどうか。別にそんなのだったらばつくる必要ないのではないかと思うのですけれども。

（「つまり同一敷地内でもそのままうち建てるという場合にはメー

ターは別ですからね」「今はね」「いや、昔からそうだから。だから、それをやるときに承諾を得ているのかいないのか、そういう話。分岐するとき。例えば分岐したからといってそれをともとも料金1個のものかといったら違うんですよ。分岐して初めてされるメーターでいいんですから。そうすると、今度2個のものになる」と言う人あり)

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 新設しました。今までなかったものをこの条例に新設したのだから、この大きな目的というのは何でしょうかということです。これ新設だから、新設と書いてあるのだから。20条で。

○水道課長（薄井一重君） ちょっと確認します。

○委員（小野寺尚武君） ごめんなさいね。

○委員長（高瀬重嗣君） 了承しました。

ほかの点についての質疑はございませんか。

それでは、暫時休憩しましょうか。

○水道課長（薄井一重君） これちょっと確認してきますから。

○委員長（高瀬重嗣君） はい。

○水道課長（薄井一重君） 済みません、では確認してきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時41分 再開

○委員長（高瀬重嗣君） 会議を再開します。

水道課長。

○水道課長（薄井一重君） 失礼いたしました。先ほどの件にお答えいたします。

先ほどの件で、まずは管理者からの同意はというお話だったのですが、これは連合栓の給水装置を想定しまして、連合栓は使用者が引くものですから、その使用者が先に引いておいたものから今度分水する場合、その先に引いておいた方々の今度水圧とかそういうものが弱まるおそれがありますので、そういった方の承諾を得なければならないというために、このものをつくりました。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第50号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

午前10時41分 散会